

令和 8 年 8 月 21 日
内 閣 官 房
国 土 交 通 省
防 衛 省

大阪府知事 様

確認事項に対するご回答について

ご連絡いただいております質問事項について、以下のとおり回答いたします。

1. 【取組全般】

Q1：堺泉北港では、これまでも自衛隊や海上保安庁による訓練が実施されており、運用上の課題も生じていないと認識している。そのような状況において、なぜ新たに特定利用港湾として指定する必要があるのか。

(答)

これまで、自衛隊・海上保安庁が民間の港湾を利用する際には、必要な時にその都度、インフラ管理者等と調整を行っていたところですが、「特定利用港湾」を利用する際には、本取組において設ける「円滑な利用に関する枠組み」を通じて、自衛隊・海上保安庁が計画している、主要な訓練等の情報を、可能な限りインフラ管理者にあらかじめお示しし、意見交換を行うことで、早い段階で、港湾の利用において生じ得る課題を把握・解決し、より円滑な利用が可能になるものと考えています。

また、自衛隊・海上保安庁が災害等に対して効果的に対応するためには、平素から空港・港湾を円滑に利用できること、また、必要な整備が促進されていくことが重要との考えに基づき、選定しております。

Q2：近年の国際情勢を踏まえた特定利用港湾の必要性について、可能な範囲でより具体的に示していただきたい。

(答)

政府としては、厳しい安全保障環境を踏まえ、国民保護や部隊の展開、災害時の対応等において自衛隊・海上保安庁の能力を最大限発揮するために、平素から訓練を行う必要があると考えており、そのためには国内の多様な空港・港湾を平素から円滑に利用できることが極めて重要であると考えております。

このような考えの下、本取組は、インフラ管理者との間で、「円滑な利用に関する枠組み」を設け、平素における空港・港湾の円滑な利用調整を行うことを目的としています。

繰り返しになりますが、本取組を通じて平素から自衛隊・海上保安庁が必要な空

港・港湾を円滑に利用できるようになることは、国民保護への対応、部隊の展開、災害時の対応等にも資するものであり、今後も本取組を充実させていく必要があると考えております。

Q3：なぜ堺泉北港が指定されるのか。

(答)

堺泉北港の近傍には、例えば、陸上自衛隊の信太山駐屯地が所在しており、災害対応を含む各種事態への対応において、利用させていただく可能性があり、平素から各種事態への対応に備えて、円滑に利用できること、また、必要な整備が促進されていくことが重要との考えに基づき、「特定利用港湾」の対象候補として選定しております。

Q4：他の府営港湾や大阪港は候補でないのか。

(答)

現時点において、堺泉北港以外に対象候補はありません。

Q5：堺泉北港のどの施設を利用することを想定しているのか？

(答)

現時点において具体的な訓練計画はございませんが、港湾管理者として管理するすべての港湾施設が「特定利用港湾」として利用調整の対象となります。

Q6：「国民の生命、財産を守る上で緊急性が高い場合、船舶の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合」には「存立危機事態」、「重要影響事態」、「国際平和共同対処事態」が含まれるのか？

(答)

「国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合」としては、例えば、災害時において救助部隊の派遣が必要な場合や弾道ミサイルに対処する場合を想定しており、また、「航空機の飛行や船舶の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合」としては、例えば、自衛隊・海上保安庁の航空機や船舶に不測の事態が発生し、安全を確保する必要がある場合を想定しております。

その上で、存立危機事態、重要影響事態、国際平和共同対処事態が「緊急性が高い場合」に該当するかについては、実際に発生した事態の個別具体的な状況によるため、一概にお答えすることは困難です。

Q7：国家安全保障戦略における記述を踏まえ、特定利用港湾の枠組みは、有事への対応を直接の目的とするものではない、との理解でよいのか。

(答)

ご認識のとおりです。本取組は、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設け、あくまで平素における空港・港湾の利用調整を行うことを目的と

しております。

武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態における空港・港湾の利用調整については、「武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律」等に基づき行われるため、本取組における対象ではありません。

Q8：地元市民等から、「これまでも訓練利用は行われているものの、今回、訓練利用が円滑に調整できる特定利用港湾に指定されることで、当該港湾が今後、自衛隊や関係機関による訓練の重点実施場所と認識されることになり、武力紛争時における攻撃対象となるリスクの増大や、ジュネーヴ諸条約上の文民施設としての取扱いに影響を及ぼすのではないか」との懸念が寄せられている。
特定利用港湾となることで、ジュネーヴ条約上の取り扱いがどうなるのか、法的根拠をもって具体的にお示しいただきたい。

(答)

ジュネーブ条約諸条約第一追加議定書第52条2において、軍事目標となるものについては、実際に武力紛争が生じた場合において、「その性質、位置、用途又は使用が軍事活動に効果的に資するものであってその全面的又は部分的な破壊、奪取又は無効化がその時点における状況において明確な軍事的利益をもたらすものに限る。」と定められています。

そのため、軍事目標に該当するか否かについては、実際に武力攻撃が生じた場合において、その時々状況下で個別具体的な判断によって実態的に決まるものであり、「特定利用空港・港湾」であるか否かによって形式的に決まるものではないと考えております。

Q9：地元市から、「今回の指定にあたっては、地元市民がこういった懸念を抱いていることから、本取り組みの主体である国が地元の市民に直接説明する責任がある」との意見があるが、国から地元市民に直接説明することは考えているか。

(答)

政府としては地域を代表する自治体に丁寧にご説明をさせていただき、その上で、地元の議会や協議会、住民に対する説明については、各自治体のご判断でそれぞれの自治体から行っていただくことが原則と考えており、これまで他の自治体にもそのような対応をお願いしているところです。

他方で、本取組に関し、想定される質問などに対する応答要領の作成などについては最大限協力させていただきます。

Q10：特定利用港湾の指定により「必要な整備が促進される」とされているが、堺泉北港周辺において具体的にどのような整備が想定されているのか。また、道路ネットワークの整備が行われる可能性はあるのか。

(答)

(港湾について)

堺泉北港において、現在整備中の岸壁の建設及び改良、航路・泊地の建設を想定しています。

(道路について)

令和7年度より、「特定利用空港・港湾」と自衛隊の駐屯地等とのアクセス向上に向け、道路ネットワークの整備を図ってきておりますが、令和7年度については、北海道と沖縄を、令和8年度については、これに加え、九州地方の道路ネットワーク整備について、検討を行い、対象候補を拡大してきました。堺泉北港が「特定利用港湾」となった場合には、当該港湾の周辺の道路についても、今後検討してまいります。

Q11：国との質疑応答については、国の考え方を広く府民に示し、理解を得る必要があることから、公表したいと考えているが、差支えないか。

(答)

この質疑応答については、公表いただいて問題ございません。

【利用関係】

Q12：特定利用港湾における「民生利用を主とする」との考え方の定義、具体的内容及び運用上の取り扱いはどのようなものか。

(答)

ご質問の「民生利用を主とする」については、あくまで港湾整備について、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁のニーズも考慮し、安全保障上の重要性も加味して事業の促進に努めるということを意味しています。

港湾の利用については、「特定利用港湾」となった後も、関係法令等に基づく港湾管理者の権限や運用が変わるものではなく、既存の関係法令等に則って、適切な判断をお願いしたいと考えています。

その上で、本取組で設ける「円滑な利用に関する枠組み」の中で、自衛隊の訓練等の利用計画を事前にお示し、民間船舶による岸壁の利用予定等を確認し、相談をさせていただき、利用時期等を検討していきたいと考えています。

Q13：民生利用の予定が入っている日は、訓練を断ることはできるか？

(答)

利用調整に際して、すでに民生利用の予定が入っている場合については、他に利用可能となる岸壁や別日の情報をいただきながら調整をしていきたいと考えています。

Q14：堺泉北港では、使用日の2週間前からシステムによる使用許可申請を受け付けている。年度当初に年間の訓練計画が示されている場合でも、使用予定日の直前に民生利用の申請がなされることが想定される。この場合、民生利用を優先して許可して差し支えないか。

(答)

「特定利用港湾」において設けられる「円滑な利用に関する枠組み」は、自衛隊・海上保安庁の優先利用のためのものではありませんが、民生利用を優先するものでもありません。あくまで港湾法等の既存の法令に基づき、関係者間で連携し、自衛隊・海上保安庁による柔軟かつ迅速な施設の利用について調整するための枠組みとなります。

したがって、ご指摘のケースにおいても、既存の法令に基づき、利用調整をさせていただきますと思います。

Q15：堺泉北港では使用申請が競合した場合、当事者間での調整をお願いしている。訓練利用についても同様の運用としてよいのか。

(答)

港湾の利用については、「特定利用港湾」となった後も、既存の関係法令等に則って、適切に利用調整を行います。競合が生じた場合についても、自衛隊・海上保安庁の利用を優先するものではなく、他の利用と同様に調整を行うこととなります。

その上で、本取組で設ける「円滑な利用に関する枠組み」の中で、自衛隊の訓練等の利用計画を事前にお示し、民間船舶による岸壁の利用予定等を確認し、相談をさせていただき、利用時期等を検討していきたいと考えております。

Q16：民生利用の申請がある日に訓練利用を優先実施した場合、民生利用者に損失が生じたときは、その損失を国が補償するのか。

(答)

「円滑な利用に関する枠組み」は、自衛隊・海上保安庁の優先利用のためのものではありません。あくまで港湾法や空港法等の既存の法令に基づき、関係者間で連携し、自衛隊・海上保安庁による柔軟かつ迅速な施設の利用について調整するための枠組みです。

このため、訓練等の実施に当たっては、本取組で設ける「円滑な利用に関する枠組み」の中でご意見・ご要望も踏まえ、自衛隊・海上保安庁による利用が港湾周辺の方々に及ぼす影響が最小限となるよう、努めてまいりたいと考えています。

その上で、万が一自衛隊・海上保安庁の利用により民生利用者に被害が生じた場合の補償等については、個々の事案ごとに、状況を勘案し検討する必要があると考えており、現時点でそれ以上のお答えをすることは困難であることをご理解ください。

Q17：特定利用港湾の指定により、訓練利用の日数はこれまでより増加することが見込まれるか。

(答)

現時点で具体的な訓練計画はございませんが、基本的にはそれぞれの港湾につき、年数回程度を想定しています。一部の施設については、従来から自衛隊が訓練で頻

繁に利用してきており、今後もこれまでと同様に利用させていただくことを想定しておりますが、いずれにせよ、「特定利用港湾」となったことによって、常に自衛隊の部隊が訓練を行っているようなことにはなりません。

Q18：特定利用港湾に指定された以降、従前と比較して訓練日数が増加した港湾は、既指定 33 港湾のうち何港湾あるか。また、そのうち増加日数が最多の港湾では、何日の増加となっているか。

（答）

令和 6 年度に「特定利用港湾」となった 20 港湾において「特定利用港湾」となる前後で自衛隊の訓練による 1 隻あたりの接岸日数を把握できる限り比較した結果、接岸日数が増加した港湾は 6 港湾です。

そのうち、訓練による接岸日数が最多の増加となった港湾は 21 日の増加となっており、これは令和 6 年度に陸上自衛隊の大規模演習が行われたことに伴い、PFI 船舶やチャーター船の利用が増加したことによるものです。

なお、令和 7 年度以降に「特定利用港湾」となった港湾については、訓練による接岸日数を比較できる実績を把握していないことからお答えすることが困難なことをご理解ください。

Q19：自衛隊や海上保安庁が特定利用港湾で訓練を行う際、訓練車両や船舶は武器や弾薬等の危険物を搭載して訓練を行うのか？

（答）

自衛隊では武器、弾薬等を含む物資輸送や部隊の展開、海上保安庁では海上保安業務（海難救助や領海警備等）に必要な火工品や弾薬の積み下ろしのために他の民間港湾と同様に「特定利用港湾」を利用することはありますが、その場合においても、関連する法令に則り、安全に十分配慮いたします。

Q20：訓練利用においても、大阪府港湾施設条例に基づく使用許可申請手続きがなされるとの認識でよいのか。

（答）

ご認識のとおりです。

Q21：自衛隊や海上保安庁の訓練や利用の際、港運事業者へも荷役等の訓練協力を求められるのか？

（答）

港湾での訓練において、荷役等を自前で行う場合もあれば、事業者への委託契約を行う場合もあります。

Q22：武器や弾薬等の危険物を搭載して訓練を行う場合、弾薬等の危険物の搭載や荷下ろしを港運事業者が行うことはあるか。

(答)

武器や弾薬等の危険物を搭載して訓練を行う場合、荷役等を自前で行う場合もあれば、事業者への委託契約を行う場合もあります。

Q23：自衛隊や海上保安庁の訓練や利用の際、港運事業者が所有する荷役機械の貸与協力を求められるのか？

(答)

現時点で、具体的に荷役機械を利用した訓練の計画はございませんが、荷役機械を利用する訓練を行う場合は、自前で荷役機械を用意する場合もあれば、事業者への荷役機械についての賃借契約を行う場合もあります。

いずれにしましても、「円滑な利用に関する枠組み」の中で、インフラ管理者と意見交換させていただくことになります。

Q24：自衛隊や海上保安庁の訓練や利用において、港運事業者が所有する荷役機械等を損傷させた場合、国から弁償（補償）をしてもらえるのか？

(答)

自衛隊・海上保安庁の訓練や利用により具体的な損害が生じた場合は、所要の調査の上、関係法令に基づき、適切に対応していくことになります。

Q25：地元自治体や港湾利用者等から、「弾薬等を取り扱う危険な訓練が想定されているのであれば、インフラ管理者ではなく、実際に訓練を実施する防衛省又は海上保安庁から説明してほしい」との要望があるが、同省庁から説明してもらえるか。

(答)

弾薬等を取扱う訓練のため、港湾施設を利用する場合においては、「円滑な利用に関する枠組み」の中で、あらかじめ、インフラ管理者へ調整させていただくことになります。

その上で、これまでも自衛隊・海上保安庁の訓練の実施に当たっては、地域住民に及ぼす影響を考慮し、訓練内容や規模によっては、事前に訓練内容・実施日等を関係自治体にも説明しており、「特定利用港湾」を利用する場合においても、同様に対応します。

Q26：日米共同訓練における米軍の港湾利用に関する調整は、特定利用港湾の枠組みの対象となるのか。

(答)

本取組における「円滑な利用に関する枠組み」は、自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等における「特定利用港湾」の利用を対象とするものです。ここでいう「訓練」には、日米共同訓練も含んでおりますが、米軍による港湾の利用について、この枠組みで調整することはありません。

2. 【地域への影響】

Q27：自衛隊や海上保安庁の訓練や利用において、騒音、悪臭や水質汚濁等による影響が生じた場合、対応してもらえるのか？

（答）

自衛隊・海上保安庁の訓練の実施に当たっては、地域住民に及ぼす影響を考慮し、訓練の内容や規模によっては、事前に訓練内容等をインフラ管理者や関係自治体へ説明を行い、港湾周辺の方々や民間事業者の活動への影響が最小限となるよう、努めてまいります。

万が一、地元産業や住民生活に騒音、悪臭や水質汚濁等による影響等が発生した場合には、関係自治体などに対し、速やかな情報提供を行うとともに、適切に対応してまいります。

Q28：民間活力を導入したにぎわい創出（みなと緑地 PPP など）や公共空間の整備を計画・推進する際、特定利用港湾の指定に伴う新たな法令上の制限や、国から計画変更の要請等が生じる可能性はあるか。

（答）

総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備の取組は、2022 年 12 月に閣議決定された国家安全保障戦略に基づき、港湾法等の既存の法令の下で進められることとしているものです。

そのため既存の法令に基づかない新たな制限や計画変更の要請が生じるものではありません。